○農林水産省告示第千六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県日光市長畑字山久保沢三九二二、三九二七、三九二八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上永野字屋敷ノ平一四五二、字山口由ケ久保二七〇九の一、二七〇九の二、字山口小沢二七一〇、字大滝沢二七二七一一、字宮原二七一二の一、字大滝沢二七一三の一、字平沢二七一四の一、二七一五の一、字小倉沢二七一七の一、二七一七の二、二七一七の四、二七一七の五、二七一九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県富山市寺津字東外輪山一から五まで、布尻町長入会地字外輪谷割一の一から一の五まで、一の一から一の一三まで、町長字前山割一六一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県富山市八尾町西松瀬字下焼山二一の六七、二一の九五、字宮野前四九六、四九八、八尾町井田字前山五八の三、片掛字峠二八の七から二八の一〇まで、二九の一、二九の二、字蛇子二二五、二二六、二二八、八尾町桐谷字山葵六の七、山田深道字木戸場二〇の一、二一の一、二二、二三の一、字下山三二、字抜戸四三、字掛橋五一、五二の一、字岩坂二六五の一、二六五の二、二六六から二七〇まで、二七一の一、二七二、山田居舟字赤松平一三七の一、山田高清水字ホテ割八六から八八まで、庵谷字上野七〇九、八〇四から八〇九まで、八二五、字御為山一の三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市昭和二の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈠　保安林として指定された目的　潮害の防備

㈡　解除の理由　道路用地とするため

二　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈠　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈡　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町大内山字間弓譯五八二〇の八、五八二一の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡愛川町半原字真名倉六二三の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市畑島字宮ノ谷五九五の六（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市長島町久須見字洞一三〇二の一八、一三〇二の二六、一三〇二の二七、一三〇二の三三から一三〇二の三九まで、一三〇二の二一から一三〇二の二三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）